埼玉県地域保健医療計画(第7次)の策定について

現行の埼玉県地域保健医療計画の計画期間が平成29年度末までであることから、平成29年度中に、平成30年度を初年度とする第7次の埼玉県地域保健医療計画を策定する。

「医療提供体制の確保に関する基本方針」

施策の基本事項や考え方、目標など

玉

都道府県

地域保健医療計画

基本方針に即して、かつ地域の実情に 応じて医療計画を策定



医療と介護の連携の観点から、介護保険事業支援計画(高齢者支援計画)との整合性を図る

- 期間を変更 5年間 → 6年間
- ▶ 在宅医療については、中間年となる3年目においても、数値目標の達成状況の調査、 分析・評価等を行う

策定に向けたスケジュール(案)

9月	地域保健医療計画等推進協議会(素案の策定)
	医療審議会(素案の報告)
	関係団体・市町村への照会(~10月)
10月	9月定例県議会(行政報告)
	県民コメント (~11月)
11月	
12月	
1月	医療審議会(諮問)
2月	2月定例県議会(議案提出)
3月	
4月	公表